

## 山添村農業バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業の後継者不足及び農業者の高齢化に伴う担い手不足による労働力の解消を図るため、農業従事を希望する者(以下、「サポーター」という。)及びサポーターの活用を希望する農業者の情報を提供することを目的とした、山添村農業バンク事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(サポーターの登録)

第2条 山添村農業バンク事業に登録しようとするサポーターは、山添村農業バンク事業サポーター登録申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請書の提出を受け、当該書類を審査し、登録することが適当と認めるときは、山添村農業バンク事業サポーター登録通知書(様式第2号)により当該サポーターに通知するものとする。

3 前項による登録の期間は2年間とし、再度の登録は妨げない。

4 村長は次の各号のいずれかに該当するときは、第2項の規定による登録を行わないものとする。

(1) 暴力団関係者であるとき。

(2) その他登録することが適当でないと村長が認めたとき。

(登録対象農業者)

第3条 登録対象となる農業者(以下、「登録対象農業者」という。)は村内で農業を営んでいる個人、法人、任意の営農組織とし、法人又は営農組織にあっては本拠地又は営業所が山添村内にあるものとする。

(登録対象農業者の登録)

第4条 山添村農業バンク事業に登録しようとする登録対象農業者は、山添村農業バンク事業農業者登録申請書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請書の提出を受け、当該書類を審査し、登録することが適当と認めるときは、山添村農業バンク事業農業者登録通知書(様式第4号)により当該登録対象農業者に通知するものとする。

3 前項による登録の期間は2年間とし、再度の登録は妨げない。

4 村長は次の各号のいずれかに該当するときは、第2項の規定による登録を行わないものとする。

(1) 暴力団関係者であるとき。

(2) その他登録することが適当でないと村長が認めたとき。

(情報提供)

第5条 村長は、前条により登録された登録対象農業者の情報をホームページで公表することで情報の提供を行うものとする。

(登録者の交渉等)

第6条 村長は登録者間が行う交渉、農作業中の傷害保険の加入等に関して、直接これに関与しない。

2 前項の交渉等に関して発生した一切の問題等については、登録者間で解決するものとする。

(登録情報の変更)

第7条 登録者は、登録情報に変更が生じたときは、速やかに山添村農業バンク事業サポーター登録情報変更申請書(様式第5号)、山添村農業バンク事業農業者登録情報変更申請書(様式第6号)により、村長に申請しなければならない。

2 第2条第2項及び第4条第2項の規定は、前項の規定により登録者が登録情報の変更を申請した場合について準用する。

(登録の取り消し)

第8条 登録者は登録の取り消しを希望する場合は、山添村農業バンク事業登録取消届(様式第7号)により村長に届け出なければならない。

2 村長は次の各号のいずれかに該当するときは、山添村農業バンク事業の登録を取り消しするとともに山添村農業バンク事業登録取消通知書(様式第8号)により登録者に通知するものとする。

(1) 登録者から山添村農業バンク事業登録取消届が提出されたとき。

(2) 登録者が暴力団関係者であることが判明したとき。

(3) 登録者がこの要綱の規定に違反したとき。

(4) その他登録を取り消すことが適当と村長が認めたとき。

(活動報告)

第9条 農業者がサポーターの受け入れを行ったときは、その内容を山添村農業バンク活動報告書(様式第9号)により村長に報告するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 登録者は山添村農業バンク事業に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この登録が取り消された後においても同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月5日から施行する。